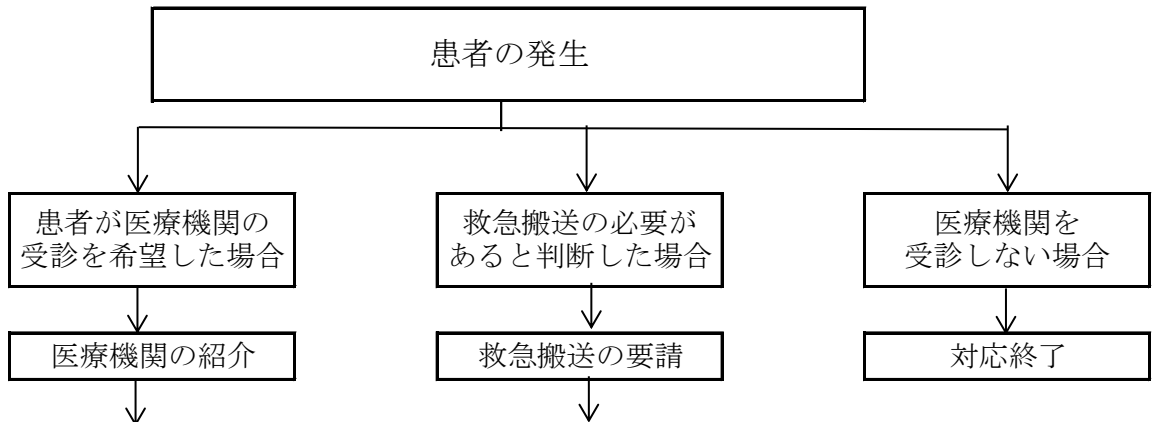


(図4) 患者が発生した場合の手順及び手続き (宿泊施設)



- (1) 「医療機関受診記録」(宿泊施設用)(様式第1号②)を患者関係者等に記入してもらう。
記入が困難な場合は、聞き取りによる代筆を行う。
- (2) 「医療機関受診結果報告先について」(様式第7号)を配付し、患者関係者等に医療機関への同行並びに下記事項を依頼する。
ア 医療機関の受診後の状況及び処置結果について、医療救護本部へ連絡すること。
イ 選手・監督が重篤な症状を呈している場合、所属する都道府県選手団本部にも連絡すること。
※ 施設管理者は、医療救護本部及び各都道府県選手団本部の連絡先を患者関係者等に伝える。(様式第7号別添)
- (3) 患者が高校生の場合は、災害共済給付金の請求に係る情報(QRコード)を配付する。
- (1) 患者の搬送後、「医療機関受診記録」(様式第1号②)を基に、「医療機関受診連絡票」(様式第3号)を作成し、速やかに医療救護本部へmail等で提出する。
※ mail等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診連絡票」(様式第3号)の内容を電話で伝え、医療救護本部で転記する。
- (2) ①患者の氏名、②患者関係者の氏名・連絡方法については電話でも伝え確認する。(医療救護本部受付時間8:00~20:00、それ以外は翌日速やかに対応してください。重篤な場合は例外。)